

令和3年 4月23日

保護者の皆様へ

川崎市 こども未来局
子育て推進部 保育対策課

利用状況届（利用継続手続き）について

本市では、認可保育所等を利用している方の利用継続の手続きとして、子ども・子育て支援法第22条に基づき、年1回、保護者の保育要件（保育を必要とする事由）を確認するため、「利用状況届」の提出を求めています。

つきましては、次のとおり書類の御提出をお願いいたします。

1 提出が必要となる方

川崎市内に在住し、令和2年度以前（令和3年3月以前）から引き続き、保育所等に入所されている方 ※令和3年4月新規入所（転園含む）の方は提出不要です。

2 利用継続手続きに必要な書類等

各保育所等から次の書類を配布します。川崎市ホームページからもダウンロード可能です。

- ① 利用状況届（保護者の方にご記入いただきます。）
- ② 保育を必要とすることを証明する書類
保育を必要とする事由により必要書類が異なります。雇用主等に記入を依頼していただくものもあります。 ※保育を必要とする事由は、本市発行の支給認定証または教育・保育給付認定決定通知書に記載しています。
- ③ 提出用封筒（お名前等必要事項をご記入ください。）

保護者の方の 保育を必要とする事由	必要な提出書類等
就労	・ 就労証明書（令和3年4月1日以降に雇用主が証明したもの）
就労（自営）	・ 就労状況申告書（令和3年4月1日以降のもの） ・ 自営の証明書類（写し）（直近の確定申告書（写し）、営業許可証（写し）、開業届（写し）等）
疾病・負傷等	・ 疾病・障害状況申告書、診断書
心身障害	・ 疾病・障害状況申告書、障害者手帳（写し） ※障害者手帳とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をいいます。
介護	・ 介護状況申告書 ・ 要介護者の診断書、障害者手帳（写し）、介護保険証（写し）のいずれか
就学	・ 在学証明書（令和3年4月1日以降のもの） ・ 時間割、スケジュール表のいずれか
求職活動中	なし（ただし、2か月間の保育所等利用となり、状況が変わらない場合は、原則、退所となります。）
妊娠・出産 （就労中の方は除く）	・ 母子健康手帳（写し） ※出産予定日の確認できるページの写し

裏面に続く

3 提出期限、提出先

令和3年 5月24日（月）までに

原則、在園している保育所等へ御提出ください。

※複数のお子様が継続入所されている場合は、必要書類は世帯で各1部となります。
※きょうだいが別々の園に通われている場合は、最年長のお子様の保育所等へ御提出ください。

期限までに保育所等に提出できなかった方は、お住まいの区・地区の区役所児童家庭課、地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当までご提出ください。（郵送可）

【問い合わせ先】

問い合わせは、お住まいの区の区役所・地区健康福祉ステーションまでお願いします。

川崎区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課 TEL：044-201-3219
〒210-8570 川崎区東田町8

大師地区健康福祉ステーション 児童家庭サービス担当 TEL：044-271-0150
〒210-0812 川崎区東門前 2-1-1

田島地区健康福祉ステーション 児童家庭サービス担当 TEL：044-322-1999
〒210-0852 川崎区鋼管通 2-3-7

幸区役所 地域みまもり支援センター 児童家庭課 TEL：044-556-6688
〒212-8570 幸区戸手本町 1-11-1

中原区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課 TEL：044-744-3263
〒211-8570 中原区小杉町 3-245

高津区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課 TEL：044-861-3250
〒213-8570 高津区下作延 2-8-1

宮前区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課 TEL：044-856-3258
〒216-8570 宮前区宮前平 2-20-5

多摩区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課 TEL：044-935-3297
〒214-8570 多摩区登戸 1775-1

麻生区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課 TEL：044-965-5158
〒215-8570 麻生区万福寺 1-5-1

こども未来局 子育て推進部 保育対策課 TEL：044-200-3727